

あきる野市
障害者通所支援施設
希望の家

指定管理者募集要項

令和7年7月

あきる野市健康福祉部障がい者支援課

目次

1	対象施設の概要	2
2	指定期間	2
3	指定管理者が行う業務の範囲	2
4	事業実施及び維持管理等に係る経費	3
5	管理運営及び業務執行上の基本的条件	3
6	応募資格	3
7	応募方法	4
8	指定管理者の選定	5
9	仮協定書及び本協定書で定める主な事項	6
10	指定管理者に係る基本事項	7
11	その他留意点	8
12	問合せ先	8

別紙 1 提出書類一覧

別紙 2 あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」 指定管理者指定申請書

別紙 3 あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」 指定管理応募者連絡先

別紙 4 人員配置計画書

資料 1 管理区域図 希望の家

あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」（以下「希望の家」という。）の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びあきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第25号）の規定により、希望の家の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 施設の目的

障害者に対し、日常生活上の支援及び身体機能又は生活能力の向上のための必要な支援を行うことを目的としています。

(2) 施設の名称及び所在地

ア 名称 希望の家

イ 所在地 あきる野市五日市374番地5

ウ 規模

(ア) 敷地面積 634.08㎡

(イ) 建築面積 307.46㎡

エ 構造 鉄骨造及び軽量鉄骨造平屋建

オ 施設内容 通所支援作業室、事務室

(3) 指定管理者が行う管理区域の範囲

資料1の管理区域図に示すとおりとします。

なお、施設概要及び図面について現況と異なる場合は現況を優先とします。

2 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、希望の家の利用に関することなど、設置目的を達成するための業務を行います。具体的な内容は、仕様書を参照してください。

(1) 業務の範囲

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービスのうち、同法第5条第7項に規定する生活介護に関すること

イ 希望の家の利用の承認又は不承認及び利用承認の取消し等に関すること

ウ 施設、設備の維持、保全及び簡易修繕に関すること

エ 管理運営の準備に関する業務（障害者総合支援法、消防法、その他管理運営に必要な関係機関への届出に関すること）

オ その他、市長が特に必要と認めること（利用者等の意見の徴取・反映、市・関係団体との連絡調整等）

4 事業実施及び維持管理等に係る経費

(1) 事業実施に要する経費

「希望の家」の管理運営に係る費用は、指定管理料及び障害者自立支援給付費をもって充てることとなります。

(2) 維持管理等に係る経費

本市が定める指定管理料で行うものとします。

(3) その他

上記経費の管理については、法人の口座とは別の口座で管理するものとします。

なお、管理運営に必要な公共料金は、指定管理者が負担するものとします。

5 管理運営及び業務執行上の基本的条件

(1) 希望の家について

ア 事業内容

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスのうち、障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護」

イ 利用定員

20人

ウ 休所日

施設の休所日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができるものとします。

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 管理運営に係る物品

施設にある設備・備付けの物品を除き、その他必要となる物品等は、指定管理者が用意するものとします。

6 応募資格

(1) 応募書類提出時において、市内に事務所又は事業所を置く法人であること

(2) 当該法人が、次のいずれかに該当する場合は応募できないものとします。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 東京都又はその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人で、その取消の日から起算して5年を経過していない者

ウ 応募書類提出時において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

エ 法人税、消費税等を滞納している者

オ 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続を開始している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に

規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

キ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条（申請ができるものの資格）の規定に該当しない者

7 応募方法

(1) 募集要項、仕様書、選定要領等の配布

ア 配布期間

令和7年7月1日（火）から7月18日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 配布場所

あきる野市役所1階 健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係

ウ その他の入手方法

募集要項、仕様書、選定要領等は、市ホームページからダウンロードできます。郵送等での配布は行いません。

(2) 概要説明会等の開催

申請予定の法人は、必ず出席してください。概要説明会に参加していない法人からの申請は受け付けません。

申込については、令和7年7月18日（金）の午後5時15分までに、次のWEBフォームから申し込みください。

「あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」指定管理者募集概要説明会申込フォーム」
<https://logoform.jp/form/KPgT/988838>

ア 概要説明会

(ア) 日時 令和7年7月25日（金）

午前10時30分から午前11時30分まで（予定）

(イ) 場所 あきる野市役所5階 505会議室（予定）

(ウ) 備考 1法人につき2人まで参加できます。

イ 施設見学会 令和7年7月25日（金）午後2時00分

※ 施設見学は30分程度です。なお、施設見学会に不参加でも申請は可能ですが、設備等の現況確認のため、参加することを推奨します。

(3) 質問及び回答

ア 質問がある場合は、令和7年7月25日（金）の正午から8月1日（金）の午後5時15分までに、次のWEBフォームから提出してください。

「あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」指定管理者募集 質問受付フォーム」
<https://logoform.jp/form/KPgT/979246>

イ 回答は、令和7年8月8日（金）までに市ホームページで公表します。なお、回答が遅れる場合は、別途連絡します。

(4) 応募書類の受付

ア 提出書類 別紙1「提出書類一覧」のとおりとします。（提出する書類は、A4サイズ

に統一してください。)

イ 提出部数 正本1部、副本15部

ウ 提出期間 令和7年8月15日(金)から8月21日(木)まで
午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出先 あきる野市役所1階 健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係

※ 電話及び窓口での口頭による質問等には、お答えできません。

(5) 応募上の注意

ア 質問に対する回答については、この要項と同等の効力を有するものとします。

イ 提出期間終了後における応募書類の変更及び追加はできません。ただし、本市の指示による追加書類の提出は除きます。

ウ 応募書類は返却しません。

8 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者の選定は、設置条例で定める規定に照らし、次に掲げる事項について総合的に評価して行います。

【評価基準】

ア 管理運営の基本方針

イ 法令遵守(個人情報保護、情報公開など)

ウ 法人の経営状況・運営実績

エ 受託への意欲及び熱意・施設管理の計画

オ 安全管理への対応

カ 苦情の処理体制について

キ 第三者評価への取組について

ク 社員等の育成

ケ 利用者等への対応

コ 人員配置の計画・人員確保の取組

サ 年間事業計画の基本方針、提案内容(必須事業)

シ 地域における障害者福祉拠点としての活動(自主事業)

ス 指定管理料の提案額

セ 施設管理及び事業運営経費の収支計画の妥当性

ソ 法令遵守(労働保険、社会保険、就労規則、労使協定など)

(2) 選定の方法

ア 資格審査等

提出された応募書類により、健康福祉部障がい者支援課において応募資格に関する資格審査を行い、その結果を応募者全員に通知します。

イ 選考

資格審査の通過者に対して、あきる野市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」)

という。)において、選定基準により書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。
なお、応募法人が少数の場合には、書類審査は実施しないものとします。

ウ 書類審査及びプレゼンテーション審査

(ア) 書類審査及びプレゼンテーション審査は、10月上旬までに行う予定です。

(イ) 書類審査は、応募書類を基に、選定委員会において評価を行い、各委員の評価合計を集計した総合得点の高い法人から、書類審査の通過者を選定します。

(ウ) プレゼンテーション審査は、書類審査の通過者のみで実施します。応募者ごとに説明を行い、その後選定委員会の委員からの質疑応答を行います。

(エ) 説明者は、応募者の役員又は従業員のみが行うことができます。応募者の出席者は、3人までとし、事前に氏名、所属、役職名を届け出てください。なお、説明に当たっては、パソコン及びプロジェクターを使用できますので事前に申し出てください。

(オ) 日時、場所、説明時間等については、別途通知します。

(3) 候補者の決定

選定委員会の審査結果の報告を受け、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定し、その結果をプレゼンテーション審査参加者全員に通知します。ただし、参加者全員が指定管理者としての能力を有しないと認められる場合は、該当者なしとする場合があります。

(4) 仮協定書の締結

候補者を決定した後、仮の協定書を締結します。

(5) 指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定は、市議会の議決を必要とするため、議決後に指定します。

なお、市議会の議決が得られなかった場合において、候補者が指定管理者としての事業運営に向け準備等で必要とした一切の費用については、候補者の負担となります。

(6) 本協定の締結

指定管理者の本協定締結は、指定管理者の指定後に行います。

(7) 指定管理業務の準備

指定管理者は、指定期間開始日から円滑に業務を開始するため、指定期間開始日までに現在の指定管理者からの業務引継や必要な準備を実施していただきます。業務引継や準備に要する費用については、指定管理者の負担となります。

9 仮協定書及び本協定書で定める主な事項

仮協定書及び本協定書で定める主な事項については、次のとおりです。また、当該事業年度における指定管理費等を定める年度協定書を別途締結します。

- (1) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (2) 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項
- (3) 市が指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項（積算方法、清算の可否等）
- (4) 施設の補修等に関する事項

- (5) 個人情報保護に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) モニタリングに関する事項
- (9) 事業報告に関する事項
- (10) 利用者アンケート等の実施に関する事項
- (11) リスク分担に関する事項
- (12) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (13) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
- (14) 不可抗力に関する事項
- (15) 避難所として使用に関する事項
- (16) あきる野市環境基本条例の遵守に関する事項
- (17) その他市長等が必要と認める事項

10 指定管理者に係る基本事項

(1) 関係法令等の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、次に掲げる法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法、行政手続法ほか行政関係法令等
- イ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等
- ウ あきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例等
- エ 個人情報の保護に関する法律関係法令等
- オ あきる野市情報公開条例等
- カ あきる野市暴力団排除条例等

その他労働法令など関係法令を遵守するとともに公平性の保持及び安全確保に努めていただきます。

(2) 職員の配置等

- ア 指定生活介護の人員配置基準を満たすよう職員を配置するものとする。なお、利用者の平均障害支援区分が5以上の場合は、常勤換算方法により利用者の数を2.5で除した数以上の職員を配置することとする。
- イ 職員等の勤務形態は、希望の家の管理運営に支障がないように定めること
- ウ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること

(3) 指定管理に係る経費

- ア 指定管理に係る経費を算定するに当たり、あらかじめ指定管理期間（5か年分）内の収支計算書を提出していただきます。
- イ 収支計算書については、「あきる野市指定管理者収支予算書（モデル）」を参考とし、計上してください。また、計算額については「あきる野市指定管理者収支予算書（モデル）」内の「指定管理料」を上限とします。
- ウ 指定管理に係る経費、支払時期、支払方法等については、協定により定めます。

(4) 業務の一括再委託の禁止

包括的な業務の委託については認められません。個別の業務（清掃・保守点検業務等）の委託については、事前に市長と協議が必要です。

1 1 その他留意点

(1) 費用負担

応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 指定管理者の選定に関する情報の公表

応募法人名、評価結果、総合的な評価点及び候補者として選定された法人の選定理由（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。）については、市ホームページで公表します。また、提出書類については、あきる野市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、あきる野市情報公開条例に定める非公開情報を除き公開します。

(3) 著作権の帰属

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、選定に必要な場合など、市は、提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

(4) 虚偽記載した場合の取扱い

応募書類に虚偽記載があった場合は、失格とし選定対象から除外します。

(5) 応募の辞退

指定申請書提出後、応募を辞退する場合は、その旨を書面で提出してください。

万が一候補者の決定後に候補者が辞退する場合は、市に損害が生じたときには、その費用の賠償を請求します。

(6) 指定の取消し等

地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が本市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することを適当でないと市が認めるときは、その指定を取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、本件業務に関する本市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合は、失格や指定の取消しとなります。

(7) 雇用

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。

1 2 問合せ先

あきる野市健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係（市役所本庁舎1階）

担 当 津金、新井

電 話 042-558-1111（内線2622、2619）

メール 050202@akiruno-info.tokyo.jp

FAX 042-558-1170